

本会が支援の対象としている方々は、次のとおりです

- (1) 交通事故により、保護者を失った子
- (2) 交通事故により、重度後遺障害となった保護者が就労できない家庭にある子
なお、重度後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1または別表第2（第1級から第3級に限る。）に該当する場合です。
- (3) 上記（1）及び（2）に掲げる子の家族。

※過去に交通遺児であっても、交通遺児の保護者の婚姻（内縁関係にある場合を含む。）により、または交通遺児の養子縁組により、両親がおられる場合は該当しません。

〈参考〉

自動車損害賠償保障法施行令（関係分抜粋）

【別表第1】

等級	介護を要する後遺障害
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

【別表第2】

等級	後遺障害
第1級	1 両眼が失明したもの
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
	3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	4 両上肢の用を全廃したもの
	5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	6 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの
	3 両上肢を手関節以上で失ったもの
	4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	5 両手の手指の全部を失ったもの